



平成31年1月1日現在、阿蘇市内に住所を有する人は、住民税申告または所得税の確定申告により、昨年1年間に生じた所得を3月15日までに申告しなければなりません。

簡易な所得税の確定申告も、同じ日程で受付を行います。住宅ローン控除を申告する初年度の人や、土地・建物などの譲渡所得・株式などの譲渡所得・配当所得、昨年中に亡くなられた人の準確定申告などは、阿蘇税務署で申告してください。

税の申告受付

平成30年分住民税及び国民健康保険税

国税務課 222-3148

2月18日(月)～3月15日(金)

開場 午前8時30分

受付 午前9時～午後4時

申告日程

月 日	会場	対象となる行政区
2月18日(月)	【波野会場】	小園、笹倉、大道、立塚、横堀、遊雀、仁田水、滝水
2月19日(火)	波野支所 (保健福祉センター)	楢木野、赤仁田、小地野、坂の上、中道、山崎、中江
2月20日(水)	【阿蘇会場】 内牧支所 大会議室	深葉、折戸、浜川、小池、今町、永草
2月21日(木)		内牧1区、南宮原、乙姫
2月22日(金)		内牧2区、小里、本村、茗ヶ原、元黒川、黒川千丁
2月25日(月)		内牧3区、西小園、原の口、下の原、新村、上西黒川、下西黒川
2月26日(火)		内牧4区、湯浦、山田、小倉、跡ヶ瀬、的石
2月27日(水)		内牧5区、西小倉、南黒川、狩尾1区、狩尾2区
2月28日(木)		宇土、黒流町、小野田町、北黒川、狩尾3区
3月1日(金)		西湯浦、鷺の石、赤水
3月4日(月)		成川、枳、車帰
3月5日(火)		【一の宮会場】 本庁 北側別館大会議室
3月6日(水)	町2区、北1区、分2区、古城7区、道尻、竹原	
3月7日(木)	分1区、西仲町、桜町、福原、荻の草、下役犬原、西町	
3月8日(金)	塩塚、下町、馬場、豆札、原口、東黒川、坊中	
3月11日(月)	西1区、西3区、福岡、上町、古城5の1区、中原、片隅	
3月12日(火)	西2区、古神1区、分3区、神石、東仲町、古城1区、下西河原	
3月13日(水)	東2区、古神2区、古城2区、古城3の1区、上井手、上西河原、西下原	
3月14日(木)	古神3区、古閑、古城3の2区、古城4区、下井手、西井手、下東下原	
3月15日(金)	北2区、東1区、東3区、上東下原	

一の宮会場・阿蘇会場では、e・Tax(国税電子申告・納税システム)が利用できます。

- 混雑を防ぐため、昨年の申告状況や各行政区の申告者の所得分布等で、受付人数に偏りがないように日程調整しています。
- 指定日にお越し頂くことが困難な場合は、最寄りの日の午後にお越しください。
- 申告期間中、申告受付会場以外(税務課窓口など)での受け付けはできません。

申告受付会場に持参するもの

所得及び所得控除の計算に必要なものが揃っていない場合は、申告をお受けできないことがあります。

① 印鑑

② マイナンバーカードなど

社会保障・税番号制度の導入に伴い、申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要です。

○ 本人確認を行うときに使用する書類の例
★例1 マイナンバーカード(番号確認と身元確認)
★例2 マイナンバー通知カード(番号確認) + 運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証、年金手帳など(身元確認)

③ 所得の計算に必要なもの

【営業等所得・農業所得または不動産所得】

収支内訳書、売上帳、仕入帳、通帳、領収書、帳簿等、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける場合は、肉用牛売却証明書

【給与所得・雑所得(公的年金等)または退職所得】

給与所得等の源泉徴収票

【一時所得】

個人年金や生命保険等の満期や一時金、解約があった場合は、その返戻金通知書等

【譲渡所得または山林所得】

土地や建物、山林等の資産を譲渡(売買、収用等)した場合は、その契約書や証明書等

【配当所得】

配当所得等の源泉徴収票や支払通知書等

④ 所得控除の計算に必要なもの

【医療費控除】

本人または生計を一にする配偶者や親族のために、支払った医療費の領収書

【社会保険料控除】

国民年金保険料及び国民年金基金掛金等の控除証明書、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び農業者年金保険料等の領収書

【生命保険料控除】

生命保険契約等に基づいて支払った一般の生命保険料、個人年金保険契約等に基づいて支払った個人年金保険料、介護医療保険契約等に基づいて支払った介護医療保険料の控除証明書

【地震保険料控除】

家屋または生活用資産等を保険の目的とした地震保険契約等に基づいて支払った保険料の控除証明書

【障害者控除】

本人または生計を一にする配偶者や親族の、心身に障害のある人を証明するもの(障害者手帳等)

【扶養控除・配偶者控除】

控除の対象となる親族のマイナンバーが分かるもの

【雑損控除】

被災した住宅・家財等の損失額の計算書

⑤ その他

○ 熊本地震による雑損控除を受けられた人で、平成29年分の所得金額から

控除しきれなかった金額(繰越控除)がある場合は、申告によって平成30年分の所得金額から控除することができますので、昨年の申告書の控えをご持参ください。

○ 所得税においては、給与等の金額が2千万円以下である給与所得者で、年末調整を受けた給与以外の所得等が20万円以下である場合や、公的年金収入額が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合は、確定申告書の提出を要しないものとされていますが、住民税においては、20万円以下のその他の所得についても給与所得・公的年金に係る雑所得と合わせて申告書を提出する必要があります。

○ 非課税所得(遺族年金、障害者年金等)のみを有する人や所得の無かった人は、その旨を申告しなければ、国民健康保険税の軽減措置等が受けられなくなります。

税務署からのお知らせ

確定申告期の閉庁日対応(休日対応)を実施します。平日に申告相談ができない人はご利用ください。

● とき 2月24日(日)・3月3日(日)
午前9時～午後4時

● ところ 熊本西税務署
火の国ハイツ

阿蘇税務署 ☎ 22・0551

塗装・防水工事・メンテナンス

株式会社 井上

〒869-2302

熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>

E-mail info@aso-inoue.com



塗装内容

(屋根・壁・破風板・軒天・デッキ・塀・他)

防水内容

(雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他)

-お見積・調査 無料-

もしも 0967-32-1501

市税の納付は口座振替が便利です

☎ 税務課 収税係 ☎ 22-3148

市 税の納付は口座振替が便利です。納期限日に、金融機関の口座から自動的に振替されますので、市役所や金融機関等に行く手間が省くことができます。ぜひご利用ください。

●口座振替にできる税

- ▷ 個人市県民税(普通徴収) ▷ 固定資産税
- ▷ 軽自動車税 ▷ 国民健康保険税

●取扱金融機関

肥後銀行 熊本銀行 熊本県信用組合
J A阿蘇 ゆうちょ銀行・郵便局



●振替の開始

金融機関に提出された月の翌月以降の納期の分から振替開始となります。

●手続方法

阿蘇市内の金融機関に「阿蘇市市税等口座振替依頼書」が備えつけてありますので、「納税通知書」、「預貯金通帳」、「通帳届出印」を持参の上、必要事項を記入・捺印し、取扱金融機関に提出してください。

※阿蘇市外の金融機関には「阿蘇市市税等口座振替依頼書」が備えつけてありませんので、市役所税務課までご連絡ください。依頼書をお送りします。

※手続後は、翌年度以降も引き続き口座振替となります。

税金など延滞金の率のお知らせ

☎ 税務課 収税係 ☎ 22-3148

納 期限までに税金が完納されないときは、納期限内に納付された人との公平性を確保するため、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、下記に示す期間ごとの率(昨年と同率)の延滞金が加算されます。

無駄な負担を増やさないよう市税等は納期限内に納付してください。また、納め忘れを防ぐため口座振替をおすすめします。

口座振替の手続きや納期限内に納付できない場合は、税務課までご相談ください。

		延滞金などの率				
		H25.12.31 まで	H26.1.1 ~12.31	H27.1.1 ~28.12.31	H29.1.1 ~12.31	H30.1.1 ~
延滞金	納期限の翌日から 1カ月を経過した日以後	14.6%	9.2%	9.1%	9.0%	8.9%
	納期限の翌日から 1カ月を経過する日まで	4.3%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%
還付加算金		4.3%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%